

～ がん患者の方の治療及び就労、社会参加を支援するために ～

医療用ウィッグ(かつら)の購入費用を助成します

つがる市では、がん治療中またはがん治療をした国民健康保険に加入している方の就労や社会参加を応援し、療養生活の質の向上につながるように、ウィッグ等の購入費用の一部を助成します。

助成を受けることができる方(次のすべてに該当する方)

- 申請日において、つがる市国民健康保険に加入している方
- がんと診断され、がんの治療中の方または治療を受けていた方
- がん治療に伴う脱毛により、医療用ウィッグを購入した方
- 過去に本事業の助成を受けたことがない方
- 申請日において、国民健康保険税の滞納がない世帯



助成対象経費と助成金額など

助成対象経費：全頭用医療用ウィッグ購入費(消費税額を含む)

※ウィッグ装着時に必要なネット、ウィッグスタンドも含む

助成金額：助成対象経費の2分の1(千円未満切り捨て)とし、上限3万円

助成対象：令和4年4月1日以降に購入したもの

申請期限：ウィッグ購入日から6か月以内



申請に必要な書類など

- 1 助成金交付申請書(様式第1号)
- 2 がん治療受診証明書(様式第2号)または脱毛を伴うがん治療を受けていることを証明する書類(化学療法・放射線療法・手術に関する証明書、診断書、治療方針計画書、診療明細書等)の写し
- 3 ウィッグを購入したことを証明する書類(申請者の氏名、品名、金額等の記載がある領収書等)
- 4 国民健康保険証
- 5 申請者確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)
- 6 照会同意書(様式第3号)
- 7 助成金の振込口座の通帳(対象者または対象者の保護者名義)

※様式第1～3号については、下記の申請窓口に設置しているほか、つがる市ホームページからもダウンロードできます。

【お問合せ・申請先】

つがる市民生部国保年金課 保健事業係

〒038-3192 つがる市木造若緑 61-1

TEL: 0173-42-2111 (内線 284)





助成に関する Q&A

	Q (質問)	A (回答)
1	助成してもらえる回数は、何回ですか。	1人1回限りです。
2	脱毛症など、がん以外の病気で脱毛した場合も対象になりますか。	いいえ。対象になりません。 がん患者医療用補正具助成事業であるため、がんの治療（化学療法や放射線治療）の副作用による脱毛に限ります。
3	購入日の制限はありますか。	はい。あります。 令和4年4月1日以降に購入した医療用ウィッグが対象です。
4	申請の期限はありますか。	はい。あります。 医療用ウィッグを購入した日から6か月以内です。
5	部分用ウィッグや毛髪付き帽子は助成対象になりますか。	いいえ。対象になりません。 全頭用の医療用ウィッグのみが助成対象となります。
6	子どもも対象になりますか。	はい。対象になります。 18歳未満の方は、保護者を申請者としてください。
7	購入に要した送料や手数料は対象になりますか。	いいえ。対象になりません。 対象になるのは、医療用ウィッグ本体、ウィッグ装着時に必要なネット、ウィッグスタンド（消費税を含む）のみです。
8	申請に必要な書類で、がん治療受診証明書とありますが、料金はかかりますか。	はい。かかります。 医療機関によって料金は違います。 ※「がん治療受診証明書またはがん治療を受けていることを証明する書類」となっているため、がん治療受診証明書は必須ではありません。
9	がん治療を受けていることを証明する書類とは、具体的にどのようなものですか。	治療内容（化学療法や放射線治療など）が記載されている診断書、治療方針計画書、診療明細書などです。保険会社に提出した際に使った診断書の写しでもかまいません。 なお、脱毛を伴うがん治療を受けていることがわかる書類となります。
10	インターネットで購入しようと思っているのですが、助成対象ですか。	はい。対象になります。 ただし、対象者の氏名、品名、金額、購入日が記載された領収書が必要です。
11	振込口座は誰のでもいいですか。	いいえ。基本は本人の口座となります。 ただし、対象者が未成年の場合、保護者の方の口座になります。
12	現在国保加入者ですが、購入時は社会保険に加入していました。申請はできますか。	はい。できます。 申請日において、国民健康保険に加入している方であれば申請できます。
13	医療用ウィッグは、医療費控除の対象ですか。	いいえ。対象ではありません。